

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第16号

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成21年新潟市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第16項中「又は第13項ただし書」を「，第13項ただし書又は第14項ただし書」に，「第48条第14項ただし書」を「第48条第15項ただし書」に改め，同表第19項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め，同表第20項及び第21項中「又は第二種低層住居専用地域」を「，第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改め，同表第24項，第30項及び第41項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。